

令和2年2月10日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

独立行政法人都市再生機構と 災害対応の連携に関する覚書を交わしました。

～1/29 独立行政法人都市再生機構と覚書交換～

近畿地方整備局と独立行政法人都市再生機構は、災害対応に向けた連携を図るため、この度、覚書を交わしました(別添資料1)。

1. 覚書名 災害対応の連携に関する覚書(別添資料2)
2. 覚書の概要 近畿地方整備局と独立行政法人都市再生機構は情報共有等、平時から災害対応に向けた連携を図り、災害発生時等において、URリエゾンを受け入れるなど、災害等からの早期復旧のため、連携を図るものです。
3. 覚書交換日 令和2年1月29日(水)
4. 締結の相手方 独立行政法人 都市再生機構

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

防災室長 木村 佳則(きむら よしのり)(内線 2151)

防災室長補佐 鎌田 洋一(かまた よういち)(内線 2154)

TEL: 06-6942-1141(代表) 06-6942-1575(直通)

災害対応の連携に関する覚書を交わしました。

【概要】

近畿地方整備局と独立行政法人都市再生機構は災害対応の連携を図るため、令和2年1月29日に覚書を交わしました（地方整備局等（北海道開発局、沖縄総合事務局含む。）と独立行政法人都市再生機構が覚書を交わすのは、全国初のケース）。

これにより、発災時には必要に応じて近畿地方整備局災害対策本部にURリエゾンを受け入れ、被災状況や応急復旧の状況等の情報共有を行い、さらに幅広い被災地ニーズに応えられる活動を目指します。

【覚書交換式】

○日時：令和2年1月29日（水） 17：15～17：30

○場所：近畿地方整備局 災害対策室

水野
統括
防災
官



記念撮影

中村
災害
対応
支援
室
長



署名の様子

災害対応の連携に関する覚書

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）と、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、災害対応の連携に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 本覚書は、国土交通省近畿地方整備局管内で、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び大規模な火災等により生ずる被害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害等が発生した場合」という。）において、災害等からの早期復旧のために甲と乙が連携することを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 災害等が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

（リエゾンの派遣）

第3条 乙は、甲の要請があった場合又は乙が必要と判断した場合、甲の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

2 甲は、乙から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、第2条に係る連絡の体制を事前に定め、お互いに共有するものとし、変更が生じた場合、その都度に報告するものとする。

（平時の協力）

第5条 甲及び乙は、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等に当たって相互に協力し、連携強化、防災力の向上を図るものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、交換した日から令和3年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからでも何ら申出のないときは、同一条件をもって本覚書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本覚書交換後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、本覚書は廃止することができる。

(その他)

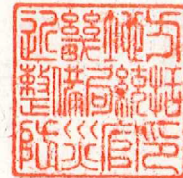
第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議するものとする。

本覚書交換の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2 年 1 月 29 日

甲 国土交通省近畿地方整備局 統括防災官

水野 浩次



乙 独立行政法人都市再生機構 災害対応支援室長

中村 陽介

